

## 山梨県新人看護職員卒後研修事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県新人看護職員卒後研修事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等(以下「病院等」という。)において、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「新人看護職員」という。)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

### (交付対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象は、病院等が新人看護職員に対して、新人看護職員研修ガイドライン(平成21年12月24日医政看発1224第1号厚生労働省医政局看護課長通知)に沿って行う研修とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1)別表第1欄に定める基準額と同表第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2)(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別紙様式1)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書(別紙様式2)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更の場合は、この限りではない。

(2)補助事業を中止又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(別紙様式3)により、知事の承認を受けなければならない。

(3)補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第7条

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の備品については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いとすることができる。

- 2 前項の規定により精算払いを受けようとする場合は、精算払い請求書(別紙様式4)を、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(別紙様式4-1)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 当該事業が完了した日もしくは事業廃止の承認を受けた日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別紙様式5)に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別紙様式6)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 研修経費            ア 新人看護職員等が1名            のとき                              440,000円</p> <p>(ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586,000円)</p> <p>イ 新人看護職員等が2名以上のとき                              630,000円</p> <p>(ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776,000円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922,000円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費            新人看護職員等5名以上の場            合5人ごとに                              215,000円</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当) 報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費) 役務費(通信運搬費、雑役務費) 使用料及び賃借料、備品購入、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p>	<p>2分の1</p>
<p>(注) 新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p>		